

**知的財産管理技能検定3級公式テキスト【改訂13版】をご購入いただいた皆様へ**

第45回(2023年7月実施)以降の検定試験を受検される場合は、法改正に基づき、弊社が発行する知的財産管理技能検定3級公式テキスト【改訂13版】の内容について、次の通り、変更・修正のうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。

実施回	試験日	法令基準日
第46回	2023年11月18日(土)	2023年5月1日
第47回	2024年3月10日(日)	2023年9月1日
第48回	2024年7月21日(日)	2024年1月1日

※知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

該当箇所	変更前	変更後
P28 Lesson 4 特許出願後の手続き <b>2</b> 出願審査請求 上から9行目 追記	いったん請求するとそれを取り下げることができません。 審査は原則、…	いったん請求するとそれを取り下げることができません。 出願から3年以内に出願審査請求がない場合は、その特許出願は取り下げたものとみなされますが、一定の要件の下、出願審査請求をすることができます。ただし、故意に請求をしなかった場合ではないことが必要です(特48条の3第5項)。 審査は原則、…
P35 Lesson 5 特許権の管理と活用 <b>1</b> 特許権の発生 最終行 追記	6カ月以内であれば追納することができます(特112条1項)。	6カ月以内であれば追納することができます(特112条1項)。なお、追納期間に納付しないと特許権は消滅したものとみなされますが、一定の要件の下、追納することができます。ただし、故意により納付しなかった場合ではないことが必要です(特112条の2第1項)。
P59 Lesson 8 意匠法の保護対象と登録要件 <b>2</b> 保護対象 上から2行目 追記	表示される画像(表示画像)」、のいずれかであることが必要です。	表示される画像(表示画像)」、のいずれかであることが必要です。これにより、映画やゲーム等のコンテンツ画像、デスクトップの壁紙等の装飾画像については、意匠権の保護対象となりません。また、「物品の部分としての画像を含む意匠」として保護を受けることもできます。この場合、①画像を表示する物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供されるもの、②画像を表示する物品の機能を果たすために必要な表示を行うものの少なくともいずれか一方に該当することが必要です。これにより、同じく、映画やゲーム等のコンテンツ画像、デスクトップの壁紙等の装飾画像については、意匠権の保護対象となりません。 ②視覚を通じて
P60 Lesson 8 意匠法の保護対象と登録要件 <b>3</b> 意匠登録の要件 (2) 新しい意匠であること 最終行 追記	その意匠が公知となった日から1年以内に出願しなければなりません。	その意匠が公知となった日から1年以内に出願しなければなりません。さらに、②に該当する場合は、この適用を受けたい旨を記載した書面を意匠登録出願と同時に提出し、かつ出願から30日以内に、公知となった意匠がこの規定の適用を受けられる意匠であることを証明する証明書を、提出する必要があります。

該当箇所	変更前	変更後
P74 Lesson 10 意匠権の管理と活用 <b>1</b> 意匠権の発生と存続期間 上から8行目 追記	6カ月以内であれば追納することができます（意 44 条 1 項）。	6カ月以内であれば追納することができます（意 44 条 1 項）。 <b>なお、追納期間に納付しないことにより意匠権は消滅したものとみなされますが、一定の要件の下、追納することができます。ただし、故意により納付しなかった場合ではないが必要です（意 44 条の 2 第 1 項）。</b> 意匠権の存続期間は、…
P112 Lesson 14 商標権の管理と活用 <b>1</b> 商標権の発生と存続期間 最終行 追記	申請手続きをすることができます（商 20 条 3 項、43 条 1 項）。	申請手続きをすることができます（商 20 条 3 項、43 条 1 項）。 <b>なお、更新登録の申請をしないことにより商標権は消滅したものとみなされますが、一定の要件の下、この申請をすることができます。ただし、故意に申請しなかった場合ではないが必要です（商 21 条 1 項）。</b>
P120 Lesson 15 商標権の侵害と救済 <b>1</b> 商標権の効力 上から4行目（囲い内は除外）	などを指します。 商標権者が独占的に使用できる範囲は、指定商品または指定役務における登録商標の使用に限られます（この範囲を専用権と呼びます）。	などを指します。 <b>なお、「輸入」には、「外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為」、例えば、外国の事業者が通販サイトで受注した商品を購入者に届けるため、郵送等により日本国内に持ち込む行為も含ます（商 2 条 7 項）。これは、意匠法においても同じように取り扱われています（意 2 条 2 項 1 号かっこ書）。</b> 商標権者が独占的に使用できる範囲は、…
P204 Column 6 肖像権とパブリシティ権 上から10行目～17行目 追記・修正	肖像権は、憲法により保障されている基本的人権の一つとして <b>裁判では認められつつあり</b> 、自己の肖像をみだりに撮影されたり公表されたりしない権利です。例えば、他人が撮影した人物写真を自分のブログに掲載したい場合、その写真の著作物の権利者の許諾に加えて、被写体である人の同意も必要となります。 パブリシティ権とは、同じく裁判上認められてきており、有名人が、自己の氏名や肖像等に <b>化体した経済的価値をコントロールする権利といえます</b> 。例えば、有名人の写真を…	肖像権は、 <b>法律に規定はなく、判例を通して認められている権利です</b> 。憲法により保障されている基本的人権の一つとされる幸福追求権に含まれる <b>プライバシー権の一つとして認められており</b> 、自己の肖像をみだりに撮影されたり公表されたりしない権利です。例えば、他人が撮影した人物写真を自分のブログに掲載したい場合、その写真の著作物の権利者の許諾に加えて、被写体である人の同意も必要となります。 パブリシティ権とは、同じく裁判上認められてきており、有名人が、自己の氏名や肖像等が <b>商品の販売等を促進する顧客吸引力を有する場合、この顧客吸引力を排他的に利用する権利とされています</b> 。例えば、有名人の写真を…

該当箇所	変更前	変更後
P218 Lesson 27 民法 2 契約の有効要件 ③ 修正	③契約内容が確定でき、 <b>実現可能</b> で、社会的に妥当であること 例えば、共同開発契約で開発内容が特定されていない場合や <b>特許権の存続期間満了後に実施権を許諾している場合</b> 、公序良俗に反する内容である場合などは、有効な契約とは認められません。	③契約内容が確定でき、 <b>適法</b> で、社会的に妥当であること 例えば、共同開発契約で開発内容が特定されていない場合や <b>特許権の存続期間満了後に実施権を許諾している場合</b> 、公序良俗に反する内容である場合などは、有効な契約とは認められません。
P219 Lesson 27 民法 まとめ 3行目 修正	契約は、申込みと承諾の意思表示が合致することで成立する。有効要件は、当事者が行為能力を有していること、意思表示に瑕疵がないこと、契約内容が確定でき、 <b>実現可能</b> で社会的に妥当であること、である。	契約は、申込みと承諾の意思表示が合致することで成立する。有効要件は、当事者が行為能力を有していること、意思表示に瑕疵がないこと、契約内容が確定でき、 <b>適法</b> で社会的に妥当であること、である。
P229 Lesson 29 種苗法 Question Hint 修正	品種登録要件は、「区別性」「均一性」「安定性」「未譲渡性」。	品種登録要件は、「区別性」「均一性」「安定性」「未譲渡性」、「 <b>名称の適切性</b> 」。
P231 Lesson 29 種苗法 2 保護方法 8行目（囲い内は除外） 修正	特許法と種苗法の関係について、農林水産省 <b>生産局種苗課『改訂新版 逐条解説 種苗法』</b> （ <b>経済産業調査会、2006年</b> ）によると、…	特許法と種苗法の関係について、農林水産省 <b>輸出・国際局知的財産課『改訂新版—逐条解説 種苗法 改訂版』</b> （ <b>ぎょうせい、2022年</b> ）によると、…
P232 Lesson 29 種苗法 3 品種登録要件 (5) 追加		(5) <b>名称が適切であること（名称の適切性）</b> 品種の名称が既存の品種や登録商標と紛らわしいものでないこと等が必要です（種4条1項）。種苗の流通及び使用の適正化・円滑化を図るためです。